

戸籍の謄本・抄本・住民票

第三者が交付を受けるには 承諾書が必要です

戸籍の謄本や抄本、あるいは住民票の交付を受けようとする場合、本人請求および請求者自身が使用する場合と、第三者が依頼を受けて請求する場合とは、手続きが異なります。

① 戸籍の謄本・抄本の交付

○ 本人、配偶者、直系尊属(父、母、祖父母)、直系卑属(子、孫)が請求する場合は、申請書を書いて、交付請求をしてください。

○ 本人及び同一世帯員が請求する場合は、申請書を書いて、交付請求してください。

○ そのほか、請求者自身が使用する場合(世帯員以外の親・子・兄弟姉妹等も含む)は、申請書に請求理由を書き提出してください。

○ そのほか、請求者自身が使用する場合は、申請書に請求理由を書いてください。

※ くれわしくは、住民課(内線43)へお問い合わせください。

承諾書の書き方(例)

承諾書	
私は	のため
住所氏名	が
戸籍、原戸籍、除籍、住民票	通の
交付申請及び受領することを承諾いたします	
昭和 年 月 日	印
住所 氏名	氏名
年 月 日生	年 月 日生

※ 用紙は、便せんなどを使用してください。



家庭教育指導員を設置

教育委員会では、4月1日から家庭教育指導員を設置しました。

家庭教育指導員は、家庭教育に関する相談や指導を行うほか、家庭教育学級の企画、運営、学習内容についての指導助言をします。

秘密は固く守られますので、家庭教育(幼児から児童、生徒)に関する事で悩みや相談のある方は、安心してご相談ください。

- とき 毎週月・水・金曜日 午前9時～午後4時
- ところ 中央公民館相談室 (電話でも結構です。内線69)
- 指導員 大木國臣氏(前横芝小学校長)

ご利用ください

生涯能力開発給付金制度

この制度は、労働者の職業能力の開発向上を促進することを目的に創設されたものです。

事業主がその雇用する労働者を対象として、事業内職業能力開発計画に基づいて教育訓練などを行った場合、その実施に要した経費や教育訓練

助成の対象

受講期間中に支払った受講者の賃金の一部などを国が雇用保険法に基づいて助成します。

能力開発給付金

● 事業主が単独でコースを企画、実施した場合

● 研修センターなどで実施される訓練等を受講させた場合

自己啓発助成給付金

● 従業員個人が各種学校や通信制の教育訓練を受け、これに対して事業主が受講料などの一部を援助した場合

● 企業が有給休暇を与え、大学などの講座を受講した場合

※ お問合わせは、山武支庁商工労政課(☎04755④0222)へ。なお、申込み締切りは、6月末日です。

—電話一口メモ—

● ダイヤルはメモを見ながら
ダイヤルはご家庭の電話帳を見ながら正確に指止めまで回して放しましょう。プッシュホンなら下まできちんと押しましょう。



